

石川県国際化推進委員会委員の募集について

石川県では、国際化の推進について県民の皆様のご意見を反映させるため、次のとおり石川県国際化推進委員会の委員を1名募集します。

- 1 募集期間 平成31年2月1日（金）～2月15日（金）
- 2 委員の任期 平成31年4月1日から2年間
- 3 委員の役割
石川県国際化推進委員会において、本県の国際化の推進のための提言をすること

- 4 その他
詳細は別添の石川県国際化推進委員会委員募集要項のとおり

なお、募集要項、応募申込書については、国際交流課のホームページからダウンロードできます。

[\(http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kokusai/\)](http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kokusai/)

また、県庁国際交流課、行政情報サービスセンター、大聖寺土木事務所、小松県税事務所、石川農林総合事務所、羽咋土木事務所、中能登総合事務所、奥能登総合事務所、珠洲土木事務所においても入手できます。

石川県国際化推進委員会委員募集要項

石川県国際化推進委員会の委員を募集します。
募集期間 平成31年2月1日(金) ~ 2月15日(金)

国際化の推進について県民の皆様のご意見を反映させるため、石川県国際化推進委員会の委員を募集しますので、県民の皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

<石川県国際化推進委員会とは>

世界に開かれた地域づくりを目指すため、石川県が取り組むべき課題や施策について、専門的見地から意見を交換する場として設置されたものです。委員は現在、公募委員1名を含めた10名で構成されておりますが、公募委員の任期満了に伴い新たに1名を公募します。委員会の要綱や委員名簿などについては、ホームページに掲載しております。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kokusai/kyogikai/index.html>

<国際化、多文化共生社会づくりへの取り組み>

石川県では、国際化、多文化共生社会づくりの推進のため、石川県国際化推進プランや在住外国人施策に関する指針を策定しております。内容については、ホームページに掲載しております。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kokusai/index.html>

(1) 募集人数 1名

(2) 委員の概要

① 任期 平成31年4月1日から2年間

② 委員の義務 石川県国際化推進委員会の委員になられた方は、自らの学識、経験等に基づき審議に参加していただきますが、以下の事項を遵守していただきます。

- * 委員は、職務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- * 委員は、委員としての地位を政治目的、営利目的、宗教的目的に利用しないこと。
- * 委員は、審議中、審議を円滑に行うため、石川県国際化推進委員会の座長の指示に従うこと。

③ 委員の解職 知事は、委嘱した委員が以下の事項に該当した場合や、その他委員として適当でないと認めた場合には、委員の委嘱を取り消す場合があります。

- * 心身の故障その他の事由により職務の遂行ができないと認められるとき。
- * 職務上の義務違反があると認められるとき。

- ④ 委員会の開催 年1回程度、平日の昼間に開催します。（変更する場合があります。）
- ⑤ 委員謝金等 委員会に出席いただいた場合は、県の規定に基づき謝金及び交通費をお支払いします。
- ⑥ 委員の役割 委員におかれては、本県の国際化の推進のための提言をしていただきます。

(3) 応募資格等

① 応募資格

委員会に出席できる方で、次のいずれにも該当する方

- * 石川県内にお住まいの方（外国籍の方も応募可能）
- * 年齢が平成31年2月1日現在で満20歳以上の方
- * 国及び地方公共団体の職員又は議員でない方
- * 地方公務員法第16条各号に掲げるものに該当しない方
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

② 申込手続き

次の書類を国際交流課に持参、郵送又はe-mailにより提出して下さい。
(末尾の申し込み先を参照)

- * 応募申込書（別紙様式）
- * 小論文（様式自由）
テーマ：国際交流について実践していること
字数：800字程度

③ 募集期間

平成31年2月1日(金)から2月15日(金)

- * 持参及びe-mailの場合は、2月15日(金)の17時必着、郵送の場合は、当日消印有効とします。
- * 応募申込書を受付した場合は、当方から連絡させていただきます。2月18日(月)までに連絡がない場合は、何らかの理由で応募申込書が届いていないことが考えられますので、その際はお手数ですが、2月19日(火)までにご連絡願います。

- ④ 選定方法 委員の選定は、選定委員会により行います。
- * 提出された書類をもとに、一次選定を行います。
 - * 一次選定を通過された方に対し面接を行い、最終的に選定委員会において委員を決定します。
 - * 面接の日程、時間、場所等については、後日改めて通知いたします。
 - * 選定委員会は、石川県観光戦略推進部長、同観光戦略推進部次長、同国際交流課長、石川県国際化推進委員会座長により構成されております。
 - * 選定委員会において適任者がいないと判断した場合、委員の委嘱を行わない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ⑤ 選定結果の通知 採用の可否については、文書をもって応募者全員に通知します。
- ⑥ 選定結果内容の開示 本人に限り、選定結果内容の開示を行います。
選定結果内容の開示には、顔写真のある身分を証明できるものを持参して下さい。
なお、郵送や電話による開示請求は認めませんのでご注意ください。
- * 開示期間：選定結果発送日から2週間
 - * 開示場所：国際交流課内
- 「石川県個人情報保護条例」に基づく開示請求の手続きも可能です。
詳しくは、「開示請求の手続き」をご覧ください。
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/joho/kojinjyoho/>
- ⑦ 注意事項 その他、以下の事項についてあらかじめご了承ください。
- * 提出いただいた書類は返却いたしません。
 - * 応募により、委員の義務、解職事由等に同意していただいたものとみなします。
 - * 応募に要する費用（切手代、交通費等）は、応募された方の負担とさせていただきます。

ご不明な点などありましたら、下記までご連絡下さい。

申し込み・問い合わせ先
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県観光戦略推進部国際交流課（県庁行政庁舎12階）
電話：076-225-1381
e-mail：e200500@pref.ishikawa.lg.jp